

# 一人ひとりの 命とこころを支える計画

～高山市自殺対策計画～

平成31年3月

高山市

# 目 次

はじめに .....	1
<b>第1章 計画策定の趣旨等</b>	
1. 計画策定の趣旨 .....	2
2. 計画の位置付け .....	2
3. 計画の期間 .....	2
<b>第2章 高山市における自殺の現状と課題</b>	
1. 自殺死亡率と自殺者数の推移 .....	3
2. 性別の比較 .....	4
3. 性別・年代別の比較 .....	5
4. 同居の有無 .....	6
5. 職業の状況 .....	7
6. 原因・動機の内訳 .....	8
7. 自殺未遂歴の有無 .....	9
8. 現状と課題 .....	10
<b>第3章 自殺対策の取り組み</b>	
1. 目指す姿 .....	11
2. 取り組みの共通認識 .....	11
3. 市民、関係機関・団体、市などが果たすべき役割 .....	11
取り組みの体系図 .....	13
4. 基本的な取り組み .....	14
(1) ネットワークの強化 .....	14
(2) 人材の育成 .....	15
(3) 相談体制の充実 .....	17
(4) 市民への啓発と周知 .....	18
(5) 命とところを支える環境づくり .....	19
5. 課題別の取り組み .....	20
(1) 心身の健康の保持増進 .....	20
(2) 家庭問題に関する支援 .....	22
(3) 働きやすい環境づくり .....	24
(4) 経済的な支援の充実 .....	25

自殺対策の視点を持った取り組み	26
-----------------	----

#### 第4章 自殺対策の推進体制等

1. 自殺対策の推進体制	31
2. 策定の経過	32

#### <資料>

1. 自殺対策基本法	34
2. 高山市健康づくり推進協議会設置要綱	40
<参考> 自殺対策に関する専門部会	42
3. 高山市自殺対策計画推進本部設置要綱	43
4. 相談先一覧	45



## はじめに

平成10年以降、全国で自殺者数が急増し、大きな社会問題となったことから、国は平成18年に自殺対策基本法を制定し、各省庁が一体となった自殺予防の取り組みを推進してきました。その結果、自殺者数は減少し、取り組みは着実に成果を上げていますが、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数は毎年2万人を超えるなど、平成29年に閣議決定された自殺総合対策大綱においても「非常事態ははまだ続いている」とされています。

人口動態統計によれば、本市においても毎年20～30人の方が、平成28年には21人の方が自ら尊い命を絶たれており、自殺死亡率は年々減少傾向にはありますが、国や県と比べて高い状況が続いています。

市では、この現状を喫緊の課題ととらえ、平成25年度から平成34年度の健康づくりの方針を定める「健康たかやま21（第2次）」において自殺者の減少を目標に掲げ、こころの健康に対する教育や啓発、相談事業などの予防施策に取り組んできました。

自殺の背景には、うつ状態や様々な精神疾患などの精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。また、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの希薄化、役に立たないのではないかとといった役割喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などから、危機的な心理状態に追い込まれてしまったりすることが考えられます。このような背景から自殺を考えると「誰にでも起こり得る危機」と言えます。

自殺を個人的な問題としてとらえるのではなく、その背景を念頭におき、福祉、保健、医療、教育、労働その他の関連施策を連携させて取り組みを推進し、包括的に支援することが求められます。

様々な分野の機関や団体と連携を深めながら取り組みを推進し、市民一人ひとりが理解を深め、互いの命とこころを支えるために共に対策に取り組むことができるよう、この計画を策定します。

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1. 計画策定の趣旨

国は、平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、これを機に「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識され、社会全体で自殺対策を総合的に推進するようになりました。また、平成29年7月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」においても、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるとして、社会的かつ総合的な取り組みの必要性を述べています。

この計画は、市、関係機関・団体、さらに市民一人ひとりが理解を深め、共に取り組むことで「誰も自殺に追い込まれることのない高山市の実現」を目指して策定します。

## 2. 計画の位置付け

この計画は、国の「自殺総合対策大綱」及び「第3期岐阜県自殺総合対策行動計画」を踏まえ、「健康たかやま21(第2次)」におけるこれまでの自殺対策の取り組みをはじめ、市民や関係機関・団体と市が協働で取り組む自殺対策を体系化し、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画として策定します。

また、関連する県や市の各種計画と十分な整合性を図るものとします。

## 3. 計画の期間

平成31年度(2019年度)から平成36年度(2024年度)までの6年間の取り組みを定めるものとし、第八次総合計画の終期と同一とします。

なお、進捗管理については、高山市健康づくり推進協議会専門部会や高山市自殺対策計画推進本部会議などによる意見交換や、自殺に関する統計などを参考に、毎年、新たな課題の整理を行っていきます。また、「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」の見直しなど、国の動向を注視し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

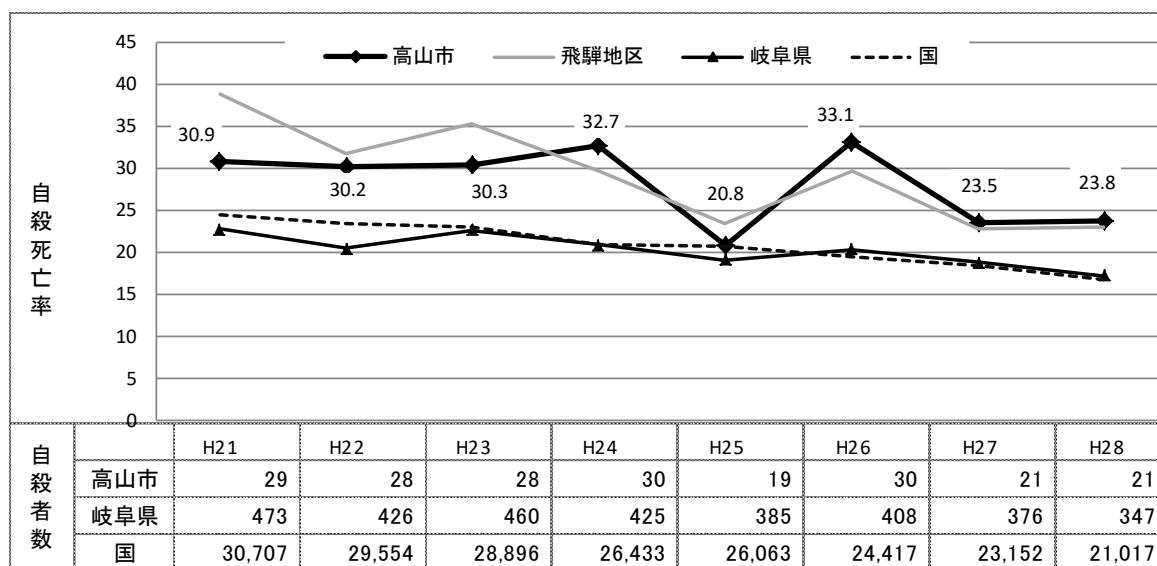
## 第2章 高山市における自殺の現状と課題

### 1. 自殺死亡率と自殺者数の推移

本市の自殺者数は、減少傾向です。自殺死亡率も減少傾向にありますが、国や県と比較すると高い状況です。

【図1 自殺死亡率と自殺者数の推移】

\* 自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数



\*自殺者数の単位：人

資料：人口動態統計

#### 統計分析に使用する数値データについて

自殺に関する統計データは、厚生労働省「人口動態統計」と、警察庁「自殺統計」の2種類があります。両者には以下のような違いがあります。

- ①調査対象の差異：厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。
- ②調査時点の差異：厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上している。
- ③事務手続き上の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

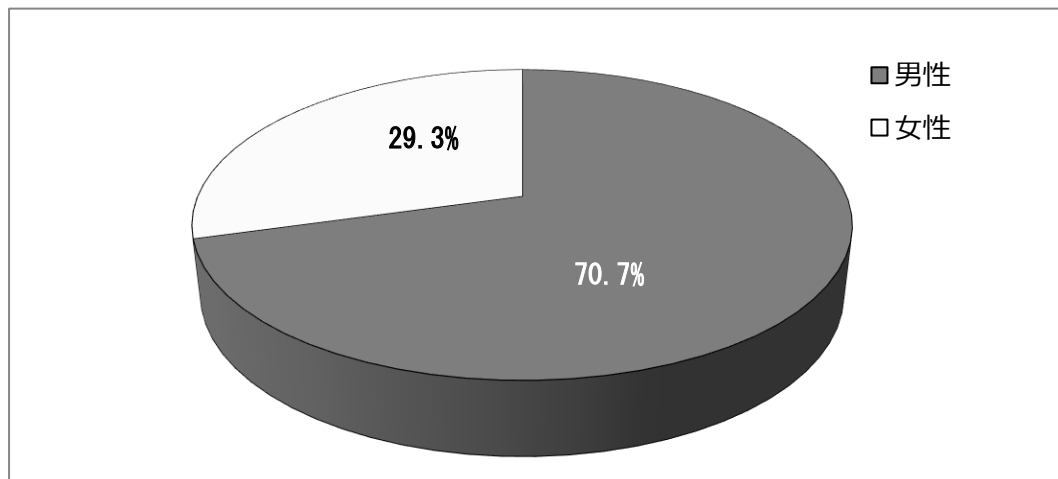
警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し計上している。

（厚生労働省：平成30年版自殺対策白書より）

## 2. 性別の比較

平成21年から平成28年までの8年間における自殺者数の合計を性別で見ると、男性の自殺者数は女性に比べて多いことがわかります。これは、全国、県においても同様の傾向です。

【図2 市における自殺者の性別(H21年～H28年計)】



資料：自殺統計

【表1 国・県・市の自殺者の性別(H21年～H28年計)】

	男性	女性
高山市	70.7%	29.3%
岐阜県	68.6%	31.4%
国	69.3%	30.7%

資料：自殺統計

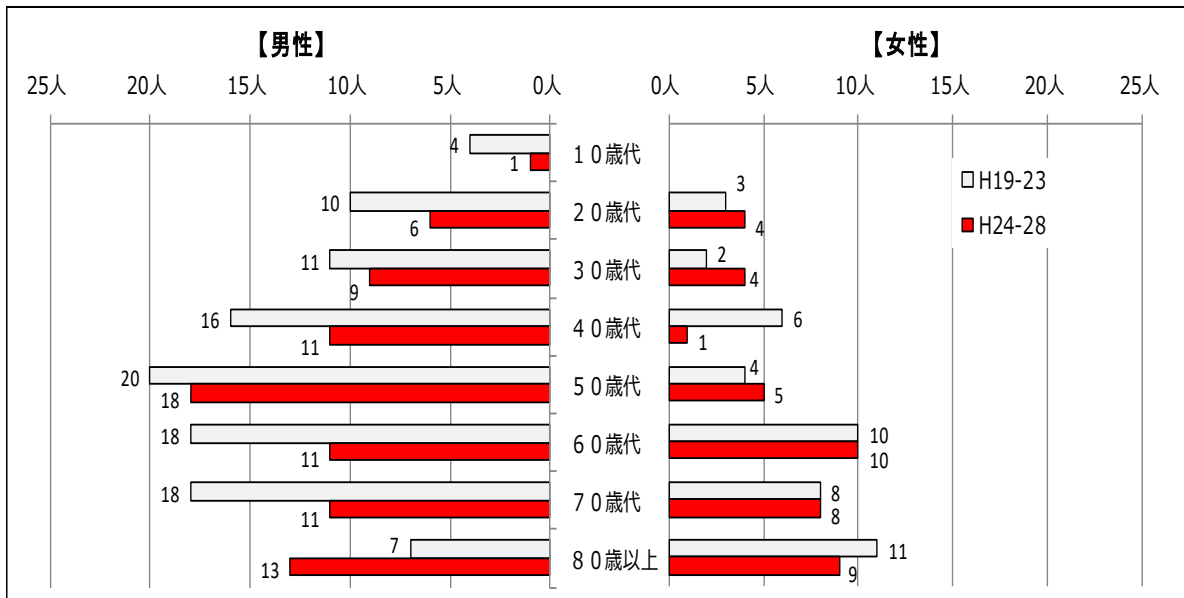


### 3. 性別・年代別の比較

平成19年から平成23年までの5年間の自殺者数の合計と、平成24年から平成28年までの5年間の合計を性別、年代別に見てみると、男性では10歳代から70歳代で以前と比べて減少していますが、80歳代では増加しています。また、50歳代の自殺者が多いことがわかります。

女性では、20歳代、30歳代で以前と比べて増加していますが、数値が小さいことから増加傾向と判断することは難しい状況です。また、60歳代から自殺者数が多くなっています。

【図3 市における性・年代別自殺者数の比較(5年計)】



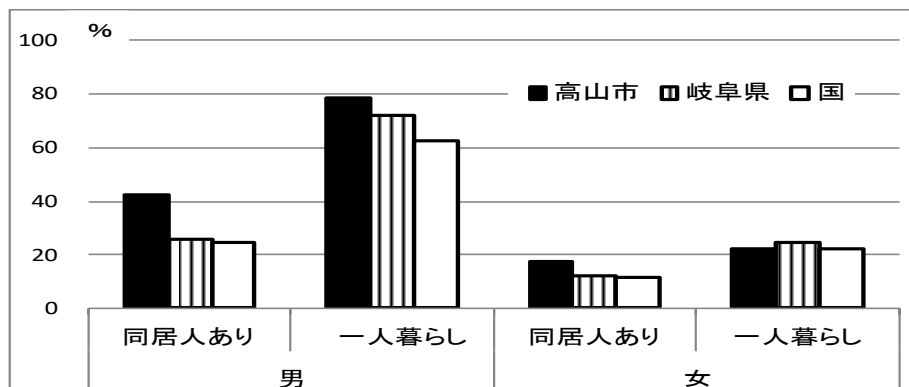
資料：人口動態統計

## 4. 同居の有無

平成21年から平成28年までの8年間の平均の自殺死亡率をみると、ひとり暮らしの人の自殺死亡率が高く、特に男性でその傾向が強いことがわかります。

一方、ひとり暮らしの世帯数は全世帯の一割程度であることから、自殺者の数では同居人のある人が約84%を占め、国や県よりも割合が高くなっています。

【図4 同居の有無で比較した自殺死亡率(H21年～H28年平均、母数はH27 国勢調査人口)】

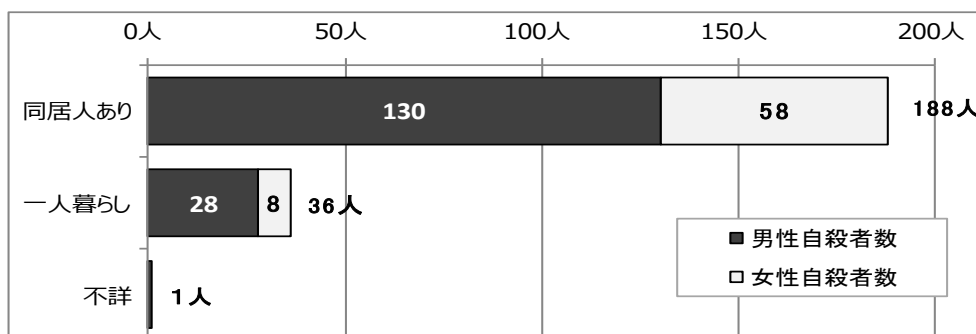


資料：自殺統計

(H27国勢調査に基づく高山市の人口、一人暮らし数) 単位:人

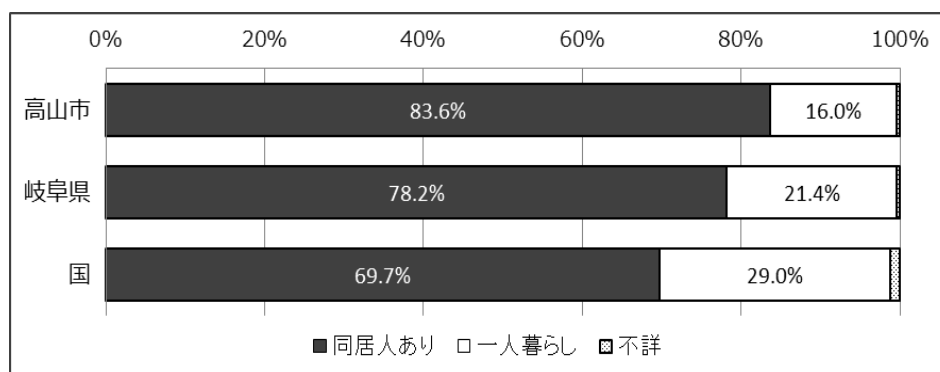
	総数	男	女
一人暮らしの人数	8,919	4,468	4,451
総人口	89,182	42,652	46,530

【図5 同居の有無で比較した市の自殺者数(H21年～H28年計)】



資料：自殺統計

【図6 自殺者の同居人の有無(H21年～H28年計)】

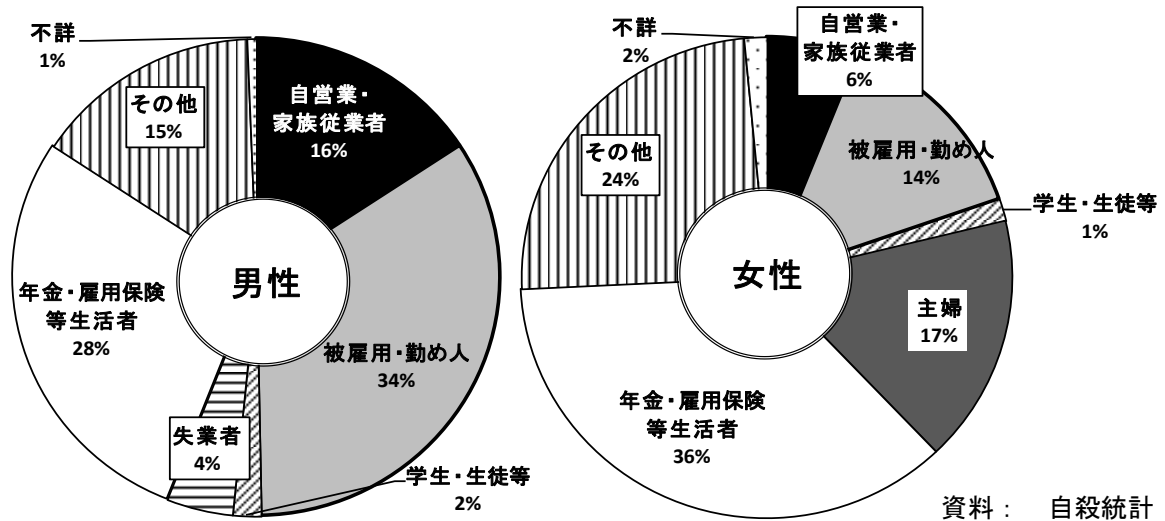


資料：自殺統計

## 5. 職業の状況

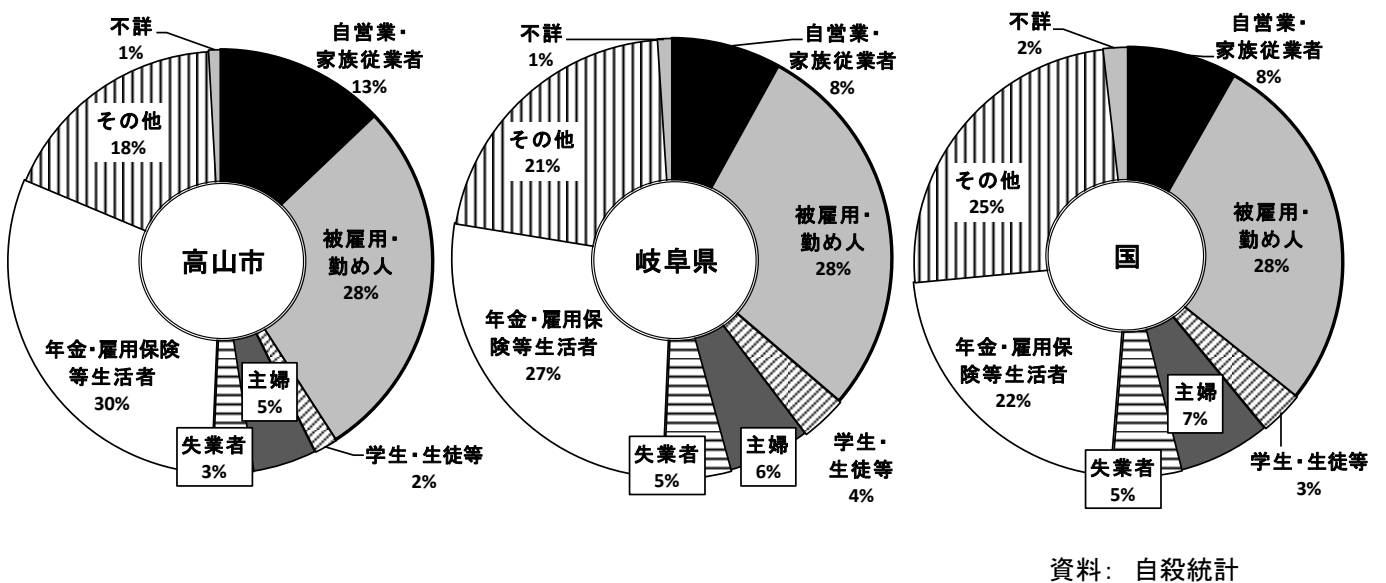
平成21年から平成28年までの8年間の自殺者の職業の状況をみると、男性で50%、女性で20%が自営業又は勤め人で、職業を持たない人は、男性で50%、女性で80%となっています。職業を持たない人のうち、年金や雇用保険等で生活している人は、男性で28%、女性では36%です。

【図7 市における自殺者の職業の状況(H21年～H28年計)】



自殺者の職業を全国、県と比較すると、勤め人は国や県と同じ割合ですが、自営業の割合が高くなっています。また、年金・雇用保険等生活者の割合も国、県と比べて高いことがわかります。

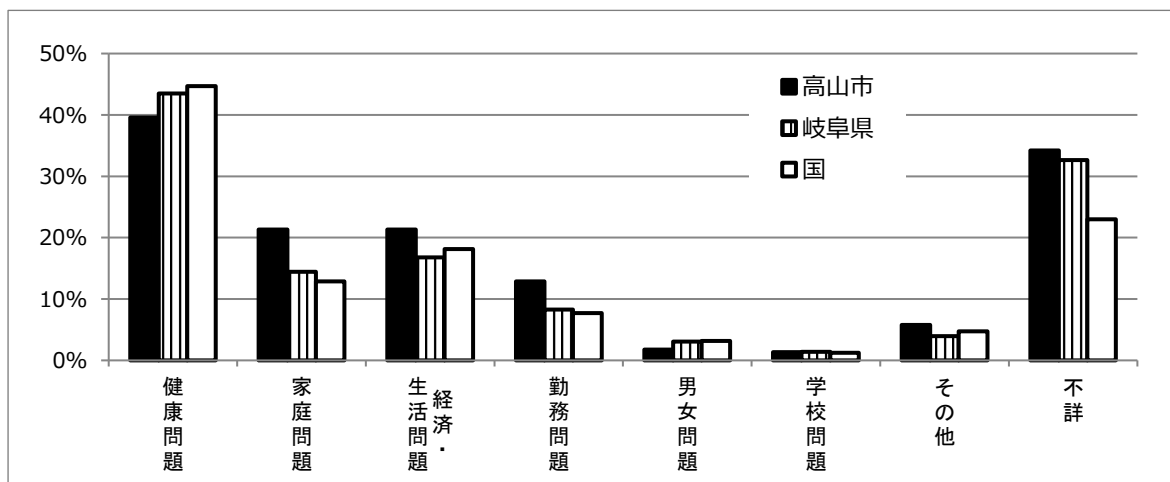
【図8 自殺者の職業の比較(H21年～H28年計)】



## 6. 原因・動機の内訳

平成21年から平成28年までの8年間の自殺者数を原因・動機別にみると、健康問題の割合が最も高く、全国や県と比較すると、家庭問題、経済・生活問題、勤務問題の割合が高くなっています。

【図9 自殺の原因・動機(H21年～H28年計)】



資料：自殺統計

原因・動機の内容は次のようなものです

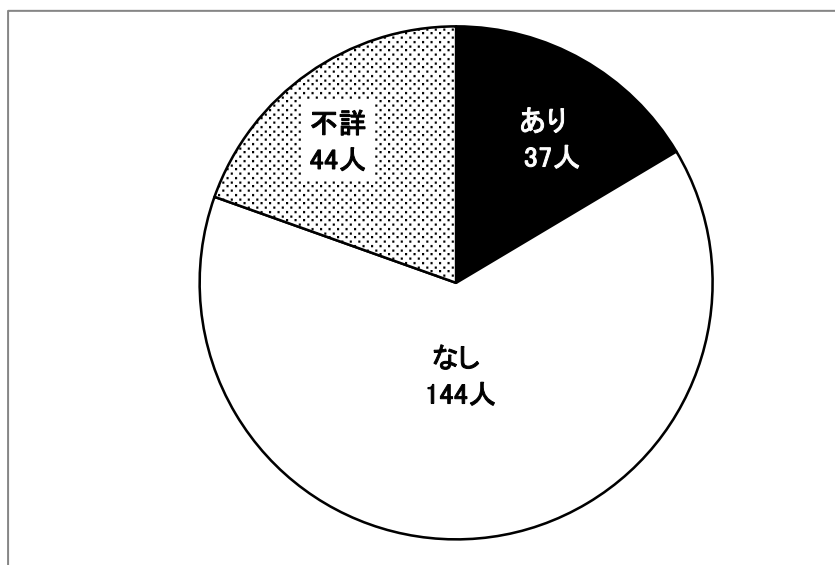
- 健康問題 身体やこころの健康・障がいに関する悩み、病気の影響によるものなど
- 家庭問題 親子や夫婦をはじめとする家族間の不和、家族からのしつけや叱責、家族の死亡、家族の将来への悲観、子育ての悩み、介護・看病疲れ、被虐待など
- 経済・生活問題 事業不振や倒産、失業や就職の失敗、生活苦、負債など
- 勤務問題 仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れなど
- 男女問題 結婚や交際をめぐる悩み、失恋や不倫など
- 学校問題 入試や進路に関する悩み、学業不振、教師や友人との人間関係の悩み、いじめなど
- その他 犯罪の発覚や犯罪被害、後追い自殺、孤独感、近隣関係の悩みなど  
上記以外の原因・動機によるもの

## 7. 自殺未遂歴の有無

平成21年から平成28年までの8年間の自殺者を、自殺未遂歴の有無で見ると、自殺未遂歴のあった人が37人となっています。

自殺未遂歴の有無が不明であった「不詳」の人を除くと、20.4%の人は自殺未遂歴があり、全国や県よりもやや低い値となっています。また、男性よりも女性に自殺未遂歴のある人の割合が高くなっています。

【図10 市における自殺者の自殺未遂歴の有無(H21年～H28年計)】



資料：自殺統計

【表2 自殺未遂歴のあった自殺者の割合(H21年～H28年計、「不詳」を除く)】

	計	男性	女性
高山市	20.4%	14.0%	33.3%
岐阜県	24.4%	19.6%	34.0%
国	24.6%	18.9%	36.7%

資料：自殺統計

## 8. 現状と課題

本市の自殺の現状は次のとおりです。

- (1) 市の自殺死亡率は国や県よりも高く、女性に比べて男性が多い。
- (2) 男性では50歳代の自殺者が多い。
- (3) 男女とも、高齢者の自殺者が多い。
- (4) ひとり暮らしの人は同居人がいる人よりも自殺死亡率が高いが、自殺者数は同居人がいる人が8割を超える。
- (5) 自殺者の職業は、自営業または勤め人が男性で50%、女性で20%であり、就業者の割合は国、県より高い。
- (6) 年金や雇用保険で生活していた人の割合は30%で、国や県より高い。
- (7) 自殺の原因・動機では、「健康問題」の割合が最も高く、国や県と比べて「家庭問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」の割合が高い。
- (8) 自殺未遂歴のあった自殺者数は、平成21年から平成28年で37人であった。国や県と比べると未遂歴のあった自殺者の割合は低い。

現状からは市の自殺者の傾向や特徴がわかりますが、実際には日常の様々な場面で、危機的な心理状態に陥った人の心情や背景は理解されにくく、身近な人であっても自殺を考える人に気づくのは難しいのが現実です。また、同居人がいた自殺者が全体の8割を越えることや、自殺者の3割近くが勤め人であることから、家族や同僚の自殺によって計り知れない悲しみや苦痛を感じる人々が周囲にいることにも配慮しなければなりません。現状を踏まえて、市民一人ひとりが、自殺は誰もが当事者になり得ることを理解し、様々な視点から地域全体で総合的に取り組む必要があります。

一方で、本市の自殺に至る原因や動機に占める割合の高い「健康問題」「家庭問題」「経済・生活問題」「勤務問題」といった自殺対策の課題については、これらの解決に重点的に取り組むことが必要です。

## 第3章 自殺対策の取り組み

### 1. 目指す姿

#### 誰も自殺に追い込まれることのない高山市の実現

互いに認め合い、自己肯定感や信頼できる人間関係を持つことができる社会、危機を回避するための支援がある社会、誰ひとりとして自殺という手段によって命を失うことのない社会の実現を目指します。

### 2. 取り組みの共通認識

自殺は、様々な悩みを抱え、心理的に追い込まれた末の行動であることから、市民、関係機関・団体、市などが、次のことを共有する中で、協働して取り組みます。

- 自殺は、個人的な問題としてではなく、社会的な問題として地域全体で取り組むことが重要です。
- 悩みやストレスを感じたら、一人で悩まず、誰かに相談することが重要です。
- 家族や仲間の悩みに気づき、声をかけ、耳を傾け、専門家につなぎ、見守ることが重要です。

### 3. 市民、関係機関・団体、市などが果たすべき役割

「誰も自殺に追い込まれることのない高山市の実現」を目指し、それぞれが「取り組みの共通認識」を共有し、果たすべき役割を認識した上で協働して取り組みます。

#### (1) 市民の役割

市民は、自殺の状況や自殺対策に対する理解と関心を深めるとともに、自殺は誰もが当事者となり得る問題であって、悩みやストレスを感じたら、一人で悩まず誰かに相談することが大切であるということを理解し、自らのこころの不調や周りの人のこころの不調に気づき、適切に対応することが求められます。

#### (2) 関係機関の役割

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する機関や専門職の団体などは、それぞれの活動内容を活かし自殺対策に参画することが求められます。

### **(3) 民間団体の役割**

地域で活動する民間団体は、直接自殺予防を目的とする活動だけでなく、保健、医療、福祉などの地域活動が、地域の支え合いや見守り体制の強化につながることから、それぞれの活動内容を活かし自殺対策に参画することが求められます。

### **(4) 企業の役割**

企業は、雇用する労働者のこころの健康の保持及び身体の安全の確保を図ることなどが、自殺対策において重要な役割を果たすことを認識し、自殺対策に参画することが求められます。

### **(5) 市の役割**

市民一人ひとりの身近な行政主体として、市民に対する普及啓発や相談支援、生きがいつくりや居場所づくりなど、市民の暮らしに密着した自殺対策を推進し、地域における自殺対策をコーディネートする役割を担います。



## 取り組みの体系図

### 目指す姿

誰も自殺に追い込まれることのない高山市の実現

### 取り組みの共通認識

自殺は、様々な悩みを抱え、心理的に追い込まれた末の行動であることから、市民、関係機関・団体、市などが次のことを共有する中で、協働して取り組みます。

- 自殺は、個人的な問題としてではなく、社会的な問題として地域全体で取り組むことが重要です。
- 悩みやストレスを感じたら、一人で悩まず、誰かに相談することが重要です。
- 家族や仲間の悩みに気づき、声をかけ、耳を傾け、専門家につなぎ、見守ることが重要です。

### 取組内容

- |            |     |                |
|------------|-----|----------------|
| 【基本的な取り組み】 | (1) | ネットワークの強化      |
|            | (2) | 人材の育成          |
|            | (3) | 相談体制の充実        |
|            | (4) | 市民への啓発と周知      |
|            | (5) | 命とこころを支える環境づくり |
| 【課題別の取り組み】 | (1) | 心身の健康の保持増進     |
|            | (2) | 家庭問題に関する支援     |
|            | (3) | 働きやすい環境づくり     |
|            | (4) | 経済的な支援の充実      |

## 4. 基本的な取り組み

### (1) ネットワークの強化

自殺対策が最大限にその効果を発揮するには、市民、関係機関・団体、市などが協働し取り組みを進める必要があります。そのため、地域や庁内におけるネットワークを強化し、互いに支え合う地域づくりを目指します。

#### ① 関係機関・団体などとの連携の推進

- ・庁内の関係部（局、署）で構成する「高山市自殺対策計画推進本部」を開催し、全庁的な取り組みとして自殺対策を推進します。【健康推進課】
- ・高山市健康づくり推進協議会及び専門部会において、関係機関・団体、学識経験者や医療などの専門家と現状・課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを推進します。【健康推進課】
- ・地域で活動する様々な主体が連携し、問題や悩みを抱える市民に気づくことができるよう、情報発信や学習機会の提供などの取り組みにより地域全体の意識醸成を図ります。【協働推進課・健康推進課】
- ・社会福祉協議会の見守り推進活動との連携により、孤立や孤独を防ぎ、地域の見守り体制の強化を図ります。【福祉課】
- ・民生児童委員による世帯訪問などにより、地域で不安や悩みを抱える人に気づき、その人に合った適切な支援や相談機関につなげ、地域の見守り体制の強化を図ります。【福祉課・子育て支援課・高年介護課】
- ・保健・医療・介護・福祉・地域に関わる関係者などで構成する地域ケア会議を定期的  
に開催し、多職種が連携して地域の高齢者の個別課題の解決に向け取り組むとともに、  
継続した見守りにつなげます。【高年介護課、地域包括支援センター】
- ・高山市要保護児童等対策地域協議会において、虐待が疑われる児童生徒や、支援対象  
世帯で自殺リスクが高いと思われる保護者などについて、早期支援につなげられるよ  
う関係機関との連携強化を図ります。【子育て支援課】
- ・市内小中学校代表者、警察、主任民生児童委員などで構成する高山市小中学校いじめ  
問題対策協議会や高山市小中高特生徒指導研究協議会などを開催し、いじめの未然防  
止、生徒指導事案などの早期発見・早期対応を図ります。【学校教育課】

## (2) 人材の育成

様々な悩みが複雑に関係し、追い込まれた末の行動である自殺を防ぐには、早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の取り組みを充実させる必要があります。

地域や職場などで身近な人の悩みに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守るといった適切な対応ができる人材の育成を図ります。

### ① 適切な対応ができる人材の育成

- ・市民や相談事業に携わる専門職、教育関係者、日頃から市民の見守り活動等に尽力している民生児童委員、地域ボランティア、市職員などを対象に講座を開催し、ゲートキーパー\*を育成します。【健康推進課】

### ② 医療、保健福祉、心理などに関する専門家を目指す学生への支援

- ・現役の医療従事者と交流などができる機会を提供し、医療、保健福祉、心理などに関する専門家を目指す高校生の支援を行います。【医療課】

- ・学生育英資金（奨学金）の貸付けにより、経済的な負担の支援を行います。

【教育総務課】

### ③ 相談員の資質向上

- ・業務に携わっている者が、地域の身近な相談窓口の役割を担えるよう、県などが実施する各種研修会などを通じ、相談員の資質向上に取り組みます。【関係各課】

- ・教育相談主任、特別支援コーディネーターや生徒指導担当者などを対象とした研修により、児童・生徒の問題の早期発見・早期対応とともに未然防止を図ります。

【学校教育課】

#### \*ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

【ゲートキーパーの役割】 ～特別な資格はいりません～

### 気づき

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

眠れない、食欲がない、口数が少なくなった等、大切な人の様子が「いつもと違う場合」…

うつ
借金
死別体験
過重労働

配置転換
昇進
引越し
出産
……

**もしかしたら、悩みをかかえていますか？**  
生活等の「変化」は悩みの大きな要因となります。一見、他人には幸せそうに見えることでも、本人にとっては大きな悩みになる場合があります。

### 傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

- ✦ まずは、話せる環境をつくりましょう。
- ✦ 心配していることを伝えましょう。
- ✦ 悩みを真剣な態度で受け止めましょう。
- ✦ 誠実に、尊重して相手の感情を否定せずに対応しましょう。
- ✦ 話を聞いたら、「話してくれてありがとうございます」や「大変でしたね」、「よくやってきましたね」というように、ねぎらいの気持ちを言葉にして伝えましょう。

本人を責めたり、安易に励ましたり、相手の考えを否定することは避けましょう

## ゲートキーパー の役割

### 声かけ

大切な人が悩んでいることに気づいたら、一歩勇気を出して声をかけてみませんか。

声かけの仕方に悩んだら…

- 眠れていますか？(2週間以上つづく不眠はうつサイン)
- どうしたの？なんだか辛そうだけど…
- 何か悩んでる？よかったら、話して。
- なんか元気ないけど、大丈夫？
- 何か力になれることはない？

### つなぎ

早めに専門家に相談するよう促す

- ✦ 紹介にあたっては、相談者に丁寧に情報提供をしましょう。
- ✦ 相談窓口確実に頼ることができるように、相談者の了承を得たうえで、可能な限り連携先に直接連絡を取り、相談の場所、日時等を具体的に設定して相談者に伝えるようにしましょう。
- ✦ 一緒に連携先に向くことが難しい場合には、地図やパンフレットを渡したり、連携先へのアクセス(交通手段、経費等)等の情報を提供するなどの支援を行いましょう。

## ゲートキーパー の役割

### 声かけ

大切な人が悩んでいることに気づいたら、一歩勇気を出して声をかけてみませんか。

声かけの仕方に悩んだら…

- 眠れていますか？(2週間以上つづく不眠はうつサイン)
- どうしたの？なんだか辛そうだけど…
- 何か悩んでる？よかったら、話して。
- なんか元気ないけど、大丈夫？
- 何か力になれることはない？

### 見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

- ✦ 連携した後も、必要があれば相談にのることを伝えましょう

出典：厚生労働省「誰でもゲートキーパー手帳」（第二版：平成24年3月作成）

### (3) 相談体制の充実

悩みやストレスを感じたら、一人で悩まず、誰かに相談することが重要です。また、市民一人ひとりが、身近な人の悩みに気づき、専門の相談機関へつなぐことも重要です。

そのため、悩みを抱えた人が気軽に相談できる場の確保や、悩みを抱える背景にある様々な問題解決への支援として相談体制の充実を図ります。

自殺に至るまでには、複数の原因や動機を抱えていることが多く、一つの相談機関で解決できないこともあり、まずは相談を受けた機関がしっかりと受け止め、適切な相談機関につなぐことができる体制づくりを目指します。

#### ① 相談支援の充実

- ・様々な悩みに関する相談を受ける福祉サービス総合相談支援センターを設置し、相談体制の充実を図ります。【福祉課】
- ・こころの不調や日常生活の困りごと、多重債務を含む消費生活上の問題などに応じた相談体制の充実を図ります。【関係各課】
- ・児童生徒や保護者がスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどにすぐに相談できる環境を整えます。【学校教育課】
- ・児童生徒が、教員を始め保健相談員、スクールカウンセラー、図書館指導員など誰にでもいつでも相談できる環境を整えます。【学校教育課】

#### ② 自殺未遂者への支援

- ・医療機関や関係機関との連携体制やネットワークの構築を進め、自殺未遂者と家族の精神的ケア及び生活支援を県と連携して行います。【健康推進課】

#### ③ 遺された人への支援

- ・大切な人を自殺で亡くされた遺族が同様の体験を持つ人と出会い、気持ちを分かち合う自死遺族会の情報などを広報紙などで周知し、遺された人がその人らしい生き方を再構築できるように支援を行います。【健康推進課】
- ・病気や事故などにより家族を亡くされた人に、こころの不調や悩みに対する相談支援を行います。【健康推進課】

※45ページ「相談先一覧」参照

#### (4) 市民への啓発と周知

自殺は誰もが当事者となり得る問題であることや、うつ病などの精神疾患は、誰もがかかる可能性があるところの病気であることについて、市民の理解を十分に得る必要があります。

家族や仲間の悩みに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るといった市民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう啓発します。

##### ① 正しい知識の普及啓発

- ・ ところの健康に関する啓発や、自殺対策における市民一人ひとりの役割などについての意識が共有されるよう、広報紙（広報たかやま）や市ホームページなど様々な情報媒体を活用して啓発を行います。【健康推進課】
- ・ 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、図書館などに啓発用コーナーを設置し、啓発を行います。【健康推進課】

##### ② 相談先情報の周知

- ・ 市ホームページなど様々な情報媒体の活用、成人式や各種イベントでのリーフレットの配布などにより、相談先情報の周知を図ります。【健康推進課】
- ・ パソコンや携帯電話などから市のホームページにアクセスし、気軽にかつ客観的にこのころの状態を確認できるメンタルチェックシステムにより、悩みに応じた相談窓口の周知を図ります。【健康推進課】

##### ③ ゲートキーパーの育成

- ・ ゲートキーパー育成講座を開催し、家族や仲間の悩みに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという意識の醸成を図ります。【健康推進課】

※45ページ「相談先一覧」参照

## (5) 命とこころを支える環境づくり

市民一人ひとりがそれぞれの役割を実感し、生きがいや自己肯定感を持ちながら生活できるような環境づくりや、地域で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

### ① こころの居場所\*や活躍の機会の創出

- ・生涯学習人材登録制度（たかやま人材リスト）により、地域のために役立ちたいと思う意欲的な個人や団体の活躍の機会を創出します。【生涯学習課】
- ・地域づくり活動や市民活動（まちづくり協議会や市民活動団体などの協働のまちづくり）への支援により、よりどころとなる地域の居場所づくりの促進や活躍の機会を創出します。【協働推進課】
- ・障がい者の社会参加などを促進するため、NPO法人などと連携し、新たなサロンなどの設置を研究します。【福祉課】
- ・子どもたちが地域の方々とふれ合う機会を増やし、学校以外でも所属感や満足感が得られる活動を通じ、地域への貢献感を増やします。【学校教育課】
- ・適応支援教室（であい塾）において、不登校及び不登校傾向にあるなど、学校生活に適応することが困難な児童生徒を対象に相談活動や学習指導を行い、個々が自立の方向を見だし、自己実現を図ることができるよう本人や保護者の支援を行います。【学校教育課】

### ② 高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくり

- ・高齢者向けの介護予防教室の開催や長寿会活動の支援により、高齢者の交流を促進し、閉じこもり防止や生きがいづくりにつなげます。【高年介護課】
- ・シルバー人材センターなどの活用により、高齢者の雇用の促進や生きがいづくりを進めます。【商工課】

### ③ 自殺対策の視点を持った取り組み

- ・庁内関係部署が、一人ひとりの命とこころを支える観点から、常に関わる方々の表情や言動などを注視し、こころの変調に気づき、適切な対応をとることができるよう配慮し、自殺対策の視点を持ちながら、様々な取り組みを進めます。

※26ページ

\*こころの居場所とは

その人が、生きいきと輝ける場所や、自分の能力や役割を発揮できる環境

## 5. 課題別の取り組み

### (1) 心身の健康の保持増進

心身の健康に不安や悩みを抱える人やその家族が、専門家の相談や適切な医療が受けられる環境を整備する必要があります。

特に高齢者では心身の不調をきっかけに地域から孤立したり要介護状態になるなど、複数の問題に発展する可能性が高くなります。年齢や年代が抱える課題には差異があることから、ライフステージに応じた心身の健康の保持増進が必要です。

#### ① 心身の健康に問題を抱える人への支援

- ・心身の健康に不安や悩みを抱える人やその家族が、専門家の相談や適切な医療を受けられるよう支援を行います。 【健康推進課】
- ・妊娠中及び産後は、ホルモン分泌の変化や育児への不安などが重なり、マタニティブルーや産後うつ病のリスクが高まることから、心身の健康に不安のある妊産婦を早期に把握し、必要な支援を行います。 【健康推進課】

#### ② ライフステージに応じた心身の健康の保持増進

- ・健康の保持増進に向け、ライフステージに応じた生活習慣病の発症予防及び重症化予防の支援を行います。 【健康推進課】
- ・生涯を通じた生活習慣病予防として、若年層からの健康診査を実施し、自らの健康を守る力をつけるための支援を行います。 【健康推進課】
- ・いのちの大切さや、こころの健康の保持に関する教育を推進するとともに、児童生徒が困りごとやストレスを感じた時に、身近な人に相談するなどの対処する力が養われるよう、たくましく生きるための教育を推進します。 【学校教育課】
- ・十分な睡眠や休養をとるなど、こころと身体の健康保持に向け、様々な保健指導の機会を通じた支援を行います。 【健康推進課】
- ・高齢者が安心して暮らせるよう、フレイル\*予防や加齢に伴う身体機能の低下の予防を目的とした講座の開催などにより、健康づくりを推進します。 【市民課、健康推進課】
- ・認知症の前段階である軽度認知障がい（MC I）\*の疑いのある人の早期発見や認知症予防に関する講座の開催などにより、認知症予防を推進します。 【高年介護課】



**\*フレイルとは**

「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。

要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスク状態を意味する。

**\*軽度認知障がい（MCI）とは**

認知機能が年齢相当よりも低下した認知症の前段階の状態。日常生活に支障はないが、そのままの状態を放置すると1年で10%の方が認知症に移行すると言われているため、早期に発見して予防の取り組みを始めることが大切とされている。

## (2) 家庭問題に関する支援

自殺の原因・動機となる家庭問題には、親子や夫婦をはじめとする家族間の不和、家族からのしつけや叱責、家族の死亡、家族の将来への悲観、子育ての悩み、介護・看護の疲れや虐待などがあります。

このような問題に対して、自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐといった対応ができる相談体制の充実や適切なサービスの利用により、家族が抱える問題を軽減する支援が必要です。

### ① 子育て、介護などの家庭問題への支援

- ・様々な悩みに関する相談を受ける福祉サービス総合相談支援センターを設置し、相談体制の充実を図ります。【福祉課】
- ・障がい児・者の特性に応じて、適切な障がい福祉サービスなどの利用を支援し、日常生活の自立及び社会参加の促進を図ります。【福祉課】
- ・子ども発達支援センターでの相談支援により、家庭における諸問題や、子どもの発達や育児の悩みなどに対する支援を行います。【子育て支援課】
- ・各学校において、スクールカウンセラーを配置し、子どもの諸問題に対する保護者の悩みに丁寧に対応するなど適切な支援を行います。【学校教育課】
- ・心身に発達の遅れが見られるなど、就学や進学にあたって支援を要する児童生徒の保護者に対する相談体制を整えるとともに、関係機関と協力し、個別の障がいや発達の状態に応じたきめ細かな対応を行います。【学校教育課】
- ・民生児童委員による世帯訪問などにより、地域で不安や悩みを抱える人に気づき、その人に合った適切な支援や相談機関につなげます。【福祉課・子育て支援課・高年介護課】
- ・高齢者や高齢者を介護している人、民生児童委員、地域住民からの様々な相談に応じ心身の負担軽減を図るとともに関係機関と連携した支援を行います。【高年介護課、地域包括支援センター】
- ・子ども発達支援センターでの相談支援により、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）\*などに対する支援を行います。【子育て支援課】

- ・経済的な問題や心身の不安などの問題を抱える母子を母子生活支援施設に保護し、心身の不安の解消や生活に関する相談、自立促進のための支援を行います。

【子育て支援課】

- ・障がい者や高齢者の虐待に関する相談に対し、福祉サービス総合相談支援センターや地域包括支援センターと連携を図りながら、適切な対応を行います。

【福祉課、高年介護課】

\*DV（ドメスティック・バイオレンス）とは  
夫婦や恋人など親密な関係にあるカップルの間でふるわれる暴力のこと。

### (3) 働きやすい環境づくり

配置転換、長時間労働、職場での人間関係などの勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、不安やストレスが重なり、自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。

国の「自殺総合対策大綱」でも、勤務問題による自殺対策の推進が「当面の重点施策」として新たに追加されるなど、勤務問題に関わる自殺への対策は、国を挙げての重要課題となっており、働きやすい職場環境づくりが求められています。

#### ① 働きやすい環境整備の促進

- ・多様な働き方を認め合い、ワーク・ライフ・バランス\*を実現できる職場づくりのための啓発を行います。 【協働推進課】
- ・企業などにおけるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた、研修や講座の開催の支援を行います。 【協働推進課】
- ・経営者などが率先してメンタルヘルス対策に取り組むよう、商工会議所・商工会、よろず支援拠点などと連携した支援を行います。 【商工課】
- ・長時間保育、病児保育、放課後児童クラブなどによる働きながら子育てできるサービスの充実を図ります。 【子育て支援課】

#### ② 労働問題に関する支援

- ・解雇や賃金未払い、労働条件などの問題に関する相談先の情報提供を行い、労働者や経営者が問題を抱えたときに相談できるよう支援を行います。 【商工課】

\*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは

働くすべての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和を図り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

※ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

#### (4) 経済的な支援の充実

生活困窮状態となる背景には、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や家族との人間関係、ひきこもりなど、様々な問題を複合的に抱えていることが多く、社会から孤立しやすいという傾向があります。

生活困窮者に対する支援と自殺対策との連動性の向上については、国を挙げての取り組みが進められており、本市でも連携した取り組みを進めます。

##### ① 生活困窮者の保護

- ・福祉サービス総合相談支援センターの窓口と生活保護担当者が連携を密に行い、必要に応じ速やかに生活保護申請につなげます。【福祉課】
- ・経済や環境上の理由により、居宅での生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所措置を行うなどの必要な支援につなげます。【高年介護課】
- ・福祉金庫資金の貸付などによる経済的な支援により、市民生活の安定を図ります。【福祉課】

##### ② 生活困窮者などの自立への支援

- ・福祉サービス総合相談支援センターが窓口となり、相談者一人ひとりの困りごとにあわせた支援を行います。【福祉課】
- ・母子家庭などの医療費に対する助成や職業訓練中の生活支援などにより、ひとり親家庭の自立への支援を行います。【福祉課、子育て支援課】
- ・病気や事故などにより親などを亡くした満18歳までの遺児への激励金の支給などにより、経済的な負担の軽減を図ります。【子育て支援課】
- ・働くことについて様々な悩みを抱える若者の相談に対し、相談先の情報提供を行い、社会的・職業的自立の支援を行います。【商工課】
- ・国民健康保険料や介護保険料の支払いなどについて様々な相談に応じ、軽減や減免制度を適用した負担軽減措置を行います。【高年介護課、市民課】
- ・中小企業者などに対する融資や利子・保証料補給により、中小企業者の経営安定化を支援するとともに、勤労者の生活安定資金融資や保証料補給により、勤労者の生活の安定化のための支援を行います。【商工課】

## 自殺対策の視点を持った取り組み

(19ページ関連)

高山市が実施あるいは関係する様々な取り組みにおいて、一人ひとりの命とこころを支える観点から、常に関わる方々の表情や言動などを注視し、こころの変調に気づき、適切な対応をとることができるよう配慮します。

番号	取り組み	内容	担当課 (主管課)
1	教育大綱の推進	教育大綱の基本方針には、命を守る、他者への思いやり、いじめ防止、悩みや困難への支援など、自分や他者の命を大切にするといった願いが込められており、それらの具現化を図るため各種施策の充実を進めます。	企画課
2	児童生徒等の重大事態調査委員会の運営	小中学生のいじめに起因する自殺など重大事態が発生した際に、原因究明と再発防止を図ります。また、重大事態の未然防止につながる取り組みを進めます。	企画課
3	誰にもやさしいまちづくりの推進	互いを理解し、尊重し、支えあう心を育てることなどにより、誰もが個人として尊重され、個性が大切にされるまちの実現に向け、ユニバーサルデザインの考え方に基づく「誰にもやさしいまちづくり」を進めます。	企画課
4	職員のメンタルヘルスの維持向上	ストレスチェックの実施や専門家の相談などにより、職員の健康の保持増進に努めます。	総務課
5	職員研修の実施	メンタルヘルスに関する研修や働き方改革に関する研修の実施により、こころの病気の予防やワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。	総務課
6	高山市避難所運営マニュアルの運用	長期にわたる避難生活者の精神的ストレスを軽減するためメンタルケアを実施します。	危機管理課
7	人権講演会の開催	様々な人権問題について、講演会を通じて理解を深める場を設けます。	協働推進課
8	まちづくり協議会の主体的な活動に対する支援	地域の課題解決に向け、財政的、人的支援を実施するとともに、地域の多様な主体の協働を促進するための取り組みを進めます。	協働推進課

番号	取り組み	内容	担当課 (主管課)
9	高山市子ども会育成連絡協議会の運営	子どもの居場所づくりとともに、保護者が集い交流し、子育ての悩みなど情報交換できる場を設けます。	生涯学習課
10	高山市青少年育成市民会議の運営	野外活動や少年の主張などの事業を通して、たくましい精神を養い、青少年の健全な育成を図ります。	生涯学習課
11	高山少年補導センターの運営	補導活動や研修会など青少年の非行防止活動を通じ、青少年の抱える実態や悩みなどを共有し、青少年の健全な育成を図ります。	生涯学習課
12	女性青少年会館・勤労青少年ホームの運営	女性青少年の活動拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間など、自殺対策に対する情報を提供します。	生涯学習課
13	日常生活用具の給付	障がい者の日常生活への支援及び社会参加への促進を目的に、日常生活用具の給付、購入に伴う利用者負担の助成を行います。	福祉課
14	福祉ホーム運営費の助成	低所得の障がい者に対し、低額な料金で住居や設備などを提供する福祉ホームの運営費の補助を行い、障がいを理由とする生活困窮を未然に防止します。	福祉課
15	精神障がい者の社会参加の促進に向けた支援	精神障がい者の社会参加を促進するために、定期的に創作活動、機能訓練などを行う機会を提供する場所の運営を市内の事業者へ委託します。	福祉課
16	障がい者手当の給付	障がいの程度に応じた各種手当を支給し、障がい者及びその家族の日常生活の経済的支援を行います。	福祉課
17	難病療養者通院費助成	飛騨地域以外の遠方への通院にかかる交通費などの負担軽減を目的に助成を行います。	福祉課
18	障がい児通園等助成	障がい児の通院や通園に対し、通院などの負担軽減を目的に助成を行います。	福祉課

番号	取り組み	内容	担当課 (主管課)
19	障がい者差別解消の推進	障がいに対する理解を深めるための啓発などを行い、障がい者の不安を解消し、地域で暮らしやすい環境を整備します。	福祉課
20	地域自立支援協議会の運営	障がい者が地域で自立した生活が送れるように医療・保健・福祉・教育及び就労など関係機関とのネットワークの構築を図ります。	福祉課
21	つどいの広場の運営	子育てコーディネーターが乳幼児を持つ保護者からの相談や言動の変化などに気づき、必要に応じ関係機関とも連携し早期の対応を図ります。	子育て支援課
22	地域子育て支援センターの運営	子育てに関する情報提供や仲間づくりを支援し、孤独感や育児不安の解消への支援を行います。	子育て支援課
23	児童センター等の運営	安全・安心な遊び場の提供や子育て中の親同士の交流を促進します。	子育て支援課
24	子育て短期支援の実施	保護者の疾病などに対応する一時的・緊急的な養育を行うため、ショートステイやトワイライトステイを実施します。	子育て支援課
25	ひとり親家庭や寡婦の相談支援	ひとり親家庭の相談支援などを通じ、自殺リスクの早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携した早期の対応を図ります。	子育て支援課
26	サポートブックの活用	サポートブックを活用した妊娠期から子どもの自立までの途切れない支援に取り組めます。	子育て支援課
27	認知症サポーターの養成	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けを行う認知症サポーターを養成します。	高年介護課
28	妊婦教室の開催	母親同士の学び合いと仲間づくりや父親の育児参加のきっかけづくりの場となる教室を開催します。	健康推進課

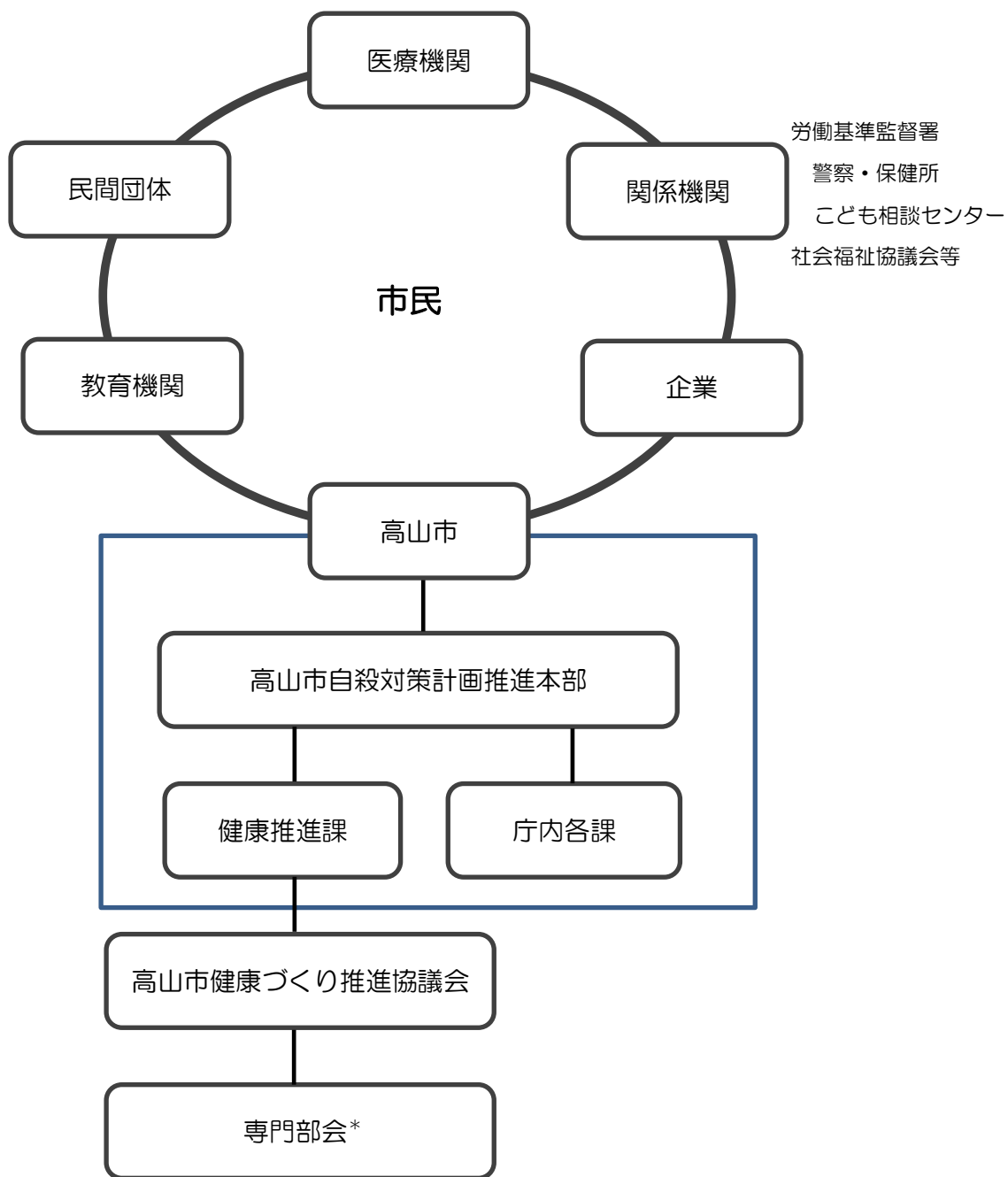


番号	取り組み	内容	担当課 (主管課)
29	赤ちゃん教室の開催	保護者同士の仲間づくりの場として、同じ出生月齢の母子の交流会を開催し、孤独感や育児不安の解消への支援を行います。	健康推進課
30	養育医療の給付	未熟児などで入院加療が必要な乳児の保護者に対して、必要な医療の給付を行います。	健康推進課
31	国保診療所、歯科診療所の運営	市民に近い場所で診療を継続することで、市民の健康の維持増進とこころの安定を図ります。	医療課
32	救急医療体制の確保	休日診療所や在宅当番医制の運営により、市民生活の安定を図ります。	医療課
33	地域医療の確保	病院に対する支援により、安定した医療を確保することで、市民生活の安定を図ります。	医療課
34	商工相談の実施	様々なリスクを抱えた市内経営者を早期に発見し、融資、経営、ものづくりなどに関する相談機関へつなげます。	商工課
35	中小企業資金融資	企業に対し、資金調達のセーフティネットとして資金の融資や利子補給を行うことで、経営への支援を行います。	商工課
36	勤労者の生活安定資金融資	勤労者に対し、生活に必要な資金の融資や利子補給を行うことで、安定した生活を送れるよう支援を行います。	商工課
37	創業資金融資	融資や利子補給を行うことで、創業時や創業後の不安定な経営状況の改善を図ります。	商工課
38	UIJ ターン就職した若者への助成	家賃や奨学金返済への補助により、UIJ ターン就職した若者が安定した生活を送れるよう支援を行います。	商工課
39	外国人の日本語学習支援	日本語講座の講師が日本語指導を行うほか、慣れない日本での生活に関する相談に対応します。	海外戦略課

番号	取り組み	内容	担当課 (主管課)
40	公営住宅の運営	住宅のセーフティネットとしての公営住宅を確保し、居住者や入居申込者の生活上の問題を把握した場合は、適切な窓口を紹介するなど、必要な支援へつなぐ取り組みを推進します。	建築住宅課
41	幼・保・小・中学校の途切れない支援	サポートブックや朝のスタートプランなどを活用し、保護者の合意の下で幼稚園や保育園から小学校、小学校から中学校への適切な支援体制を充実します。	学校教育課
42	市民への窓口対応	窓口で職員それぞれが市民と関わる際に、悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要に応じて関係部署につなぐ支援を行います。	全般

## 第4章 自殺対策の推進体制等

### 1. 自殺対策の推進体制



\*自殺対策に特化した協議

## 2. 策定の経過

年 月 日	事項	内容
平成30年 5月21日	高山市自殺対策計画推進本部会議	計画の策定について
5月24日	高山市自殺対策計画推進本部ワーキンググループ会議	計画の策定について
6月 7日	高山市健康づくり推進協議会及び専門部会	計画の策定について
10月 2日	高山市自殺対策計画推進本部ワーキンググループ会議	計画の概要(案)について
10月16日	高山市健康づくり推進協議会専門部会	計画の概要(案)について
10月23日	高山市自殺対策計画推進本部会議	計画の概要(案)について
11月12日	高山市自殺対策計画推進本部会議	計画の概要(案)について
12月 5日	高山市健康づくり推進協議会	計画の概要(案)について
平成31年 1月22日	議会協議	自殺対策の取り組みについて
1月28日 ～2月26日	パブリックコメント	計画の策定について
2月25日	高山市自殺対策計画推進本部会議	計画(案)について
3月	計画策定、公表	

## <資料>

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| 1. 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号） | 34 ページ |
| 2. 高山市健康づくり推進協議会設置要綱     | 40 ページ |
| <参考>自殺対策に関する専門部会         | 42 ページ |
| 3. 高山市自殺対策計画推進本部設置要綱     | 43 ページ |
| 4. 相談先一覧                 | 45 ページ |

# 1. 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

## 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名

普及及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、



自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずる

ものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の

整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 2. 高山市健康づくり推進協議会設置要綱

平成22年4月30日

決裁

(設置)

第1条 高山市における市民の生涯を通じた健康の実現を目指し、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を、関係機関、関係団体、行政等が協働して支援していくため、高山市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康づくり推進計画の策定等についての協議
- (2) 関係機関相互の連絡調整
- (3) 市民の健康の保持、増進のための事業の実施
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体から選出された者(職名である場合は、その職にある者)及び学識経験者による20名以内の委員をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、委員の互選により選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、協議会の仕事総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、協議会の仕事を掌握し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その仕事を代行する。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員委嘱後の最初の協議会の会議は、前項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 専門的事項についての協議等を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する者をもって組織し、必要に応じて会長が招集する。
- 3 専門部会は、協議の結果を協議会に報告する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実行委員会)

第9条 協議会は、事業を実施するにあたり、必要があるときは実行委員会を設置することができる。

- 2 実行委員会の名称、その他必要な事項は協議会で協議のうえ、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、高山市市民保健部健康推進課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成22年4月30日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後第3条の規定により最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成22年6月2日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月9日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

飛騨保健所

高山市医師会

高山歯科医師会

高山市薬剤師会

高山市町内会連絡協議会  
高山市社会福祉協議会  
高山市連合長寿会  
高山市民生児童委員協議会  
高山商工会議所  
飛騨農業協同組合  
高山市体育協会  
高山市市民保健部長

## ＜参考＞自殺対策に関する専門部会

### 【専門部会委員】

飛騨保健所  
高山市町内会連絡協議会  
高山市社会福祉協議会  
高山市民生児童委員協議会  
学識経験者  
高山市市民保健部長

### 【アドバイザー】

精神科医  
精神保健福祉士  
高山労働基準監督署  
飛騨子ども相談センター  
高山警察署  
いのち・サポートひだ

### 3. 高山市自殺対策計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、高山市自殺対策計画の策定及び推進を図るため、高山市自殺対策計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高山市自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 高山市自殺対策計画の策定及び推進にかかわる各部の調整に関すること。
- (3) その他本部長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充て、本部を総理する。
- 3 副本部長は、市民保健部長の職にある者をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、審議に必要があるときは、関係職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 第2条に規定する所掌事項を専門的に調査、研究及び検討を行うため、推進本部にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、別表第2に掲げる職にある者をもって組織し、必要に応じて関係職員を出席させることができる。
- 3 ワーキンググループの会議は、必要に応じて副本部長が招集する。

(関係者等の意見)

第6条 本部長又は副本部長が必要と認める場合は、会議内容に関して知見を有する第三者の助言を得るため、関連団体等の意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部及びワーキンググループの庶務は、市民保健部健康推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

企画部長、総務部長、市民活動部長、福祉部長、商工観光部長、教育委員会事務局長、高山消防署長

別表第2 (第5条関係)

企画課長、危機管理課長、協働推進課長、福祉課長、子育て支援課長、高年介護課長、健康推進課長、医療課長、商工課長、学校教育課長、救急課長



## 4. 相談先一覧

### 【こころの不安や悩みなどの相談】

相談内容	問い合わせ先
精神科医師によるこころの健康相談	飛騨保健所 0577-33-1111
精神保健福祉士によるこころの健康相談	高山市健康推進課 0577-35-3160
法律とこころの相談会	飛騨保健所 0577-33-1111
心身の健康に関する相談	高山市健康推進課 0577-35-3160
	飛騨保健所 0577-33-1111
こころの健康全般に関する相談	こころのダイヤル119番 058-233-0119
悩み苦しんでいる人が再び希望を持って生きていかれることを願って対応	岐阜いのちの電話 058-277-4343 0120-783-556 メール相談 inochi-mail@ktroad.ne.jp
	いのち・サポートひだ こころの電話 0577-36-4670
どんなひとの、どんな悩みにもよりそって解決方法を探すための電話相談	よりそいホットライン 0120-279-338 (24時間対応)
健康、医療、メンタルヘルス、育児などの相談について、24時間体制で電話相談対応	健康・医療相談ダイヤル24 0120-54-7830

【虐待、人権に関すること、いじめなどについての相談】

相談内容	問い合わせ先
女性の悩みごと、家庭児童に関すること	高山市子育て支援課 (子ども発達支援センター) 0577-35-3179
障がい者に関すること	高山市福祉サービス総合相談支援センター 0577-35-3002
高齢者に関すること	高山市地域包括支援センター 0577-35-2940
人権に関すること	岐阜地方法務局 高山支局 0577-32-0915
犯罪被害者の相談	ぎふ犯罪被害者支援センター 0120-968-783
心配ごと相談	高山市福祉課 0577-35-3139
いじめや不登校などのトラブルに関わる 児童生徒の不安や悩みに関すること	教育相談窓口 0577-53-2368 0577-35-3154
児童生徒の不登校などに関すること	であい塾 0577-53-3770
子どもの悩み、非行、いじめ、しつけ、虐待など	飛騨子ども相談センター 0577-32-0594
子育て、学校、家庭、発達の相談	ひだ子ども家庭支援センターぱすてる 0577-37-1061
児童生徒のいじめに関すること	いじめSOSダイヤル 0577-35-3500
いじめや子どもの悩みに関すること	24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
18歳までの子どものための電話相談	チャイルドライン 0120-99-7777

**【多重債務や日常生活の困りごとについての相談】**

相談内容	問い合わせ先
無料法律相談	高山市福祉課 0577-35-3139
法律相談	岐阜県弁護士会（高山法律相談センター） 058-265-0020
法的トラブルの相談	法テラス（日本司法支援センター） 0570-078374
一般相談（市民生活に係る相談）	高山市福祉サービス総合相談支援センター 0577-35-3002
心配ごと相談	高山市福祉課 0577-35-3139
契約トラブルや多重債務に関する相談	高山市消費生活センター 0577-35-2030
	消費者ホットライン 局番なし 188
15歳～39歳までの若者とその保護者を対象とした就労に関すること	岐阜県若者サポートステーション 0577-35-4770
勤労者を対象に、労働問題や生活・金融・保障などに関する相談	飛騨勤労者サポートセンター 0577-57-8002
労働トラブルに関する相談	高山労働基準監督署 0577-32-1180

**【自死遺族を対象とした相談】**

相談内容	問い合わせ先
同じ体験を持つ人たちが集い、お互いを支えあう会	千の風の会（岐阜県自死遺族の会） 岐阜県精神保健福祉センター 058-231-9724

一人ひとりの命とこころを支える計画

～高山市自殺対策計画～

平成31年3月

■発行 高山市市民保健部健康推進課

〒506-8555

岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

電話 0577-35-3160